

学校関係者の皆さまへ

働く人たちを守る法律についてご説明します

生徒の皆さんにとって将来必ず必要となる労働法知識を、今、この機会に

平成30年度に岩手労働局や労働基準監督署の総合労働相談コーナーに寄せられた労働相談の件数は約11,200件で、6年連続で1万件を上回っています。

厚生労働省は、将来、社会に出て働く中学生や高校生等が労働関係法規について理解を深めることは、働くことの意義と役割を学ぶだけでなく、労働関係のトラブルから身を守るためにも大切なことと考えています。

このため、各学校から労働関係法規の「出前講座」のご希望がある場合、都道府県労働局から職員を派遣することとしています。

生徒の皆さんにとって将来必ず必要となる労働関係法規の知識を得るために、この制度を積極的に御活用ください。



労働基準関係法令「出前講座」のポイント

「お給料って会社ごとに違うけど、自由に決めてもいいのかしら。」

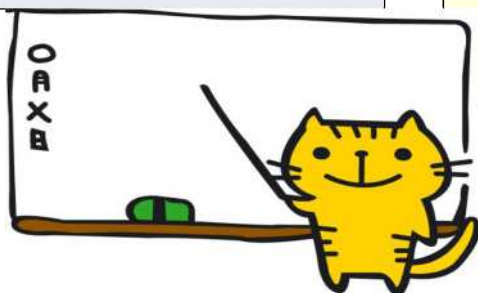
「仕事もしたいけど自分の時間もほしい。休みって取れるの?」

「職場を突然辞めさせられることってあるの?」

働く人たちを守る法律って

何だろう??

- ☑ 経験豊富な職員が、働く人たちを守る法律について、具体的な事例を示しながらわかりやすく解説します。
- ☑ 45分間や60分間など、ご希望の授業の長さに合わせた講座を開催できます。
- ☑ 教材となる配布資料は、労働局で御用意いたします。
- ☑ 講師派遣に必要な交通費や謝金などは、一切不要です。(無料です)



令和 年 月 日

FAX 019 - 604 - 1534

岩手労働局労働基準部監督課 行き

「出前講座 講師派遣申込書」

学 校 名			
所 在 地			
電 話 番 号			
担当者 職・氏名			
ご希望日	第 1 希望	年 月 日 (曜日)	時間帯 : ~ :
	第 2 希望	年 月 日 (曜日)	時間帯 : ~ :
	第 3 希望	年 月 日 (曜日)	時間帯 : ~ :
お聞きになりたいこと			
受講者数			
講義会場			

岩手労働局 労働基準部 監督課

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 9 番 15 号 盛岡第 2 合同庁舎 5 階

電話 019 - 604 - 3006

FAX 019 - 604 - 1534

日程等については、おってご連絡の上、調整させていただきます。